

【人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))】

推進活動経費助成 計画届 ・ 変更届 提出書類一覧表

■ 提出期間：【計画届】

事業を実施しようとする日の属する年度の**5月末日**まで

■ 提出期間：【変更届】

事業を実施する**14日前**まで

■ 提出先：千葉労働局 または 管轄のハローワーク

※ 千葉労働局に直接提出する場合は以下の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
TEL:043-441-5678

事業所名：

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	提出書類	備考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成))計画(変更)届 (建魅様式第3号)	記入もれがないかご確認ください			
2	職業訓練法人の定款または規約				
3	構成員内訳表 (建魅別様式第1号)				
4	受講者を限定せず広く募集していることがわかる書類	ホームページの写し、募集パンフレット等			
5	職業訓練計画書(建魅様式第3号別紙1)				
6	職業訓練推進活動計画内訳書(建魅様式第3号別紙2)				
受付年月日 年 月 日 書類確認者 HW 局					

【注意事項】

- 支給申請時には、助成対象事業の実施状況が確認できる資料の添付が必要になります。
(撮影日時の入った写真、参加者のアンケート、パンフレット等)
- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
- 次の事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは計画変更届と変更後の計画内訳書の提出が必要です。
(提出期間:事業を実施する**14日前**まで)
 - ① 当初の職業訓練の推進のための活動として行う個々の活動の名称を変更する場合
 - ② 職業訓練の推進のための活動の所要費用の総額が、計画届の所要費用見込額の総額を超える場合
- 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求めることがあります。
- 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。